

一一三」では「駕」。

## 2-31-17

国王尚敬の、中国難民を護送するため都通事陳以桂等を派遣するむねの執照（乾隆十五《一七五〇》、三、二十一）

琉球国中山王尚（敬）、難民を解送し、以て原籍に還す事の爲にす。

切するに、乾隆十四年十一月間、福建省泉州府同安県の商人・舵工李順等、共計二十四名、船一隻に駕し、前みて山東に至りて貿易す。時に搭客七名及び汀漳道爺家の人一名、漳州府龍溪県の商船の水手五名有り。本船に附搭するもの共計三十七名なり。彼の地を放洋するに、陡たつかに颶風（カ）に遭い、由論島地方に飄到し、礁に衝りて打破す。其の内、二十名は失水して溺死す。又、江南蘇州府常熟県の商人・船戸沈恵等、共計十二名有り。船一隻に駕し、徳島地方に飄到し、礁に衝りて破壊す。又、江南蘇州府常熟県の商人・船戸陶寿等、共計十七名有り。船一隻に駕し、永良部地方に飄到す。海礁の破るる所と爲る。又、直隸順天府天津県の商人・船戸田聖思等、共計二十人有り。大島地方に漂到す。本船甚だ古く修葺加え難し。乃ち已むを得ず、便ち其の船を將て焼化す。幸い宝山県の商民瞿元茂の船隻の飄来して大島に在りて風を

俟つ。是に由り田聖思の船上の夥長桑国祥を瞿元茂の船上に附搭し、以て原籍に還らしむるの外、共計するに現在するは一十九名なり。又、福建泉州府晋江県の商人・船戸王源利等、共計二十六名有り。船一隻に駕して大島に飄到し、礁に衝りて攔破す。又、福建漳州府龍溪県の商人、船戸林順泰等三十二名有り。船一隻に駕して大島に飄到し、礁に衝りて打破す。幸いに鎮洋県の江全美の船隻、飄して大島に在りて風を候つ。因りて客人程其倫等十名を將て全美の船上に附搭し、以て本国に還らしむるの外、共計するに現在する商民は二十二名なり。

切想するに、六船の難民、共計一百一十三名は、回すべき船無し。因りて各地方の官をして各難民を將て解送せしめ、転じて中山に至り、即便に館（お）に発りて安挿し、糜餼を給与して収養す。応に部文内の奉旨の事理に遵いて解送して閩に至らしむ。茲に風の便なるに遇えば、特に都通事陳以桂等を遣わし、梢役共計五十二員名を帶領して海船一隻に坐駕し、難民一百一十三名を將て解送して前去せしむ。若し文憑無ければ、所在の官軍の阻留して便ならざるを恐る。此れが為に王府、礼字第五十六号の半印勘合の執照②を給し、都通事陳以桂等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨③の官軍の驗実に遇えば、即便に放行して留難して遅悞するを得る母かれ。須らく執照に至るべき者なり。

計開

護送の都通事一員 陳以桂 人伴四名

司養贍大使一員毛開烈 人伴四名

管船夥長・直庫二名 鄭鴻勳 安克昌

水梢共に四十名

水手 劉三 管五 吳卯 曹二 曹八

田四 陞関 馬寿

客人 邵誉士 劉寅官

已上、共計十二名

同安県の舵工 李順 水手 陳有 洪才

李增 陳捷 蔡喜 洪福 錢癸

陳利 許吉 林元 林申 李貴

金茂盛の船の水手一名 溥得

陳合盛の船の水手三名 陳武 張富 林福

已上、共計十七名

計開、所撈の物件

一、粉乾二包 一、<sup>(8)</sup>棕索十三網

一、麻索一条 一、木箱一―内に衣服を蔵す

一、<sup>(9)</sup>包衣袱一十七網 一、棉花三包

一、青豆一包 一、雨傘一枝

一、木箱一個―内に<sup>(10)</sup>神身五位を蔵す

一、竹箱一個―内に棉花を蔵す 一、<sup>(11)</sup>馬包三件

一、棕衣四領 一、柳箬九個

一、鉄輪並びに鉄釘―共に重さ一千七百九十四斤

一、斧頭一柄

計開、所撈の物件

一、黄豆六十包 一、竹箱一隻

一、<sup>(12)</sup>金鑼一面 一、棕索三条

一、衣服袱十二包 一、<sup>(13)</sup>被褥十二付

一、鉄釘並びに鉄輪―共に重さ二百十五斤半

一、鉄鍋二個

常熟県の船戸 陶壽 舵工 李天祥

副舵 張御龍 総鋪 王楚臣

水手 周殿臣 楊駕龍 張憲臣 徐爾福 吳廷秀

張君彩 孫天貴 郭聖恩 遠景福

客人 蔡立三 巳宏培 客伴 徐貴郷 張二孝

已上、共計十七名

計開、所撈の物件

一、行李―共に十四付 一、包袱―共に十四付

一、竹箱一隻 一、扁竹箱二隻

一、小木箱一隻 一、金鑼一面

一、水線鉤一個 一、斧頭一把

一、鉄锚一個 一、犬一隻

常熟県の船戸 沈恵 舵工 王二

一、厨刀二把 一、棕繩二根

一、鉄圈十二個―共計九十七斤

一、鉄釘共八包―共計一百九十五斤

一、火盆一個 一、鉄鏈一把

一、鉄連一條 一、釘靴一双

一、鉄鍋鉄釘―共計十二斤

一、車索一根 一、秤砣一個

一、火鉗一把

天津県の船戸 田聖思 舵工 辺宗堯

夥長工 段儀雲 水手 耿六 李傑

楊起義 孫士煥 張世得 郝文拳

田西白 寇自富 段振青 羅仙

李自本 田克昇 楊起祥 耿子和

貨客 李秀芝 趙倉雲

已上、共計十九名

計開、所帶の物件

一、九聖菩薩一幅 一、鋪蓋十九個

一、瓜子九百九十三包 一、薏仁米五袋

一、元豆八百零一包―加掌水手 元豆三百八十在內

一、小米七袋

一、秬米三包 一、庫米二包

一、鉄釘九十三包 一、鉄錨一個

一、棕索一條 一、大小麻索七根

晋江県の船戸 王源利 舵工 李旺

水手 王申 王福 王任 楊三 候乾

王增 万中 趙旺 洪功 邱瑞

紀仁 柯賜 王興 万愿 陳尚

李恩 王盛 万科 楊助 陳荔

客人 李聰觀 李德順 小廝万福 千祥

已上、共計二十六名

計開、所帶の物件

一、菩薩四位 一、鋪蓋二十六個

一、棕索一條 一、旧鉄釘大小二十包

龍溪県の船戸 林順泰 舵工 王通

大繚 陳連 阿班 陳速

杉板 林琛 綵鋪 郭昞

頭碇 陳軫 水手 郭勝 王德

謝呂 王少 林崑 郭亨 張福

王壽 林若 謝腆 李光 林馮

鄭好

客人 李逢春 林若□

已上、共計二十二名

計開、所帯の物件

- 一、天后娘娘一座
- 一、聖公爺一尊<sup>(23)</sup>
- 一、木甲万箱一個
- 一、米併びに爛荳九麻袋
- 一、木衣箱一個
- 一、鋪蓋六個
- 一、鉄釘十二包
- 一、腰籃<sup>(24)</sup>一
- 一、竹衣箱十三個
- 一、羊皮二十八袋―内に繭紬有り

右の執照は、<sup>(25)</sup>通事陳以桂等に附し、此れを准ず

乾隆十五年三月二十日 給す

注(一) 礼字第五十六号の半印勘合の執照 「礼字〇〇号の半印勘合」は、

勘合貿易方式の勘合を利用して交易船の確認を行っていることを意味している。本来勘合貿易は、日本など朝貢貿易以外の範疇での交易許可を指していたが、その方式が朝貢貿易を認められた琉球の場合においても援用されていることがわかる。「礼字」は勘合の用紙の束の名称が「礼」であることを意味する。

- (2) 執照 琉球よりの使節であることを証明するための割り印を付した執照。執照は琉球国王が外国に出航する船に対して発給した証明書。

- (3) 巡哨 回る。巡回する。

- (4) 管船 進貢船、接貢船など王府が派遣する船隻。『宝案』ではほとんど「管船夥(火)長直庫」の用例で「管船使者」「管船舎人」の例がわずかにみられる。

- (5) 直庫 管船直庫ともいう。直庫の中国における職掌については、

万曆四十五年頃刊の長變『東西洋考』巻九、舟師考に「其の(船の)戦具を司る者を直庫と為す」とある。近世の琉球における直庫は「船頭」に当る。

- (6) 鄭鴻勳 康熙五十五〜乾隆四十四(一七〇六〜一七七九)。久米系鄭氏(真栄里家)六世。乾隆二年讀書習礼のため福建に赴き八年間在閩。十五年遭難中国人の護送船の総管、二十年冊封謝恩の王舅通事、二十七年北京大通事、四十一年進貢副使正議大夫として中国に赴いている。乾隆三十八年読谷山間切伊良皆地頭職に任じられる(『家譜(二)』六八八頁)。

- (7) 所撈 撈は水中よりすくい取る。引き揚げたところの。

- (8) 棕索 シュロ製のなわ、ロープ。

- (9) 包衣袱 衣服を包んだふろしき。ふろしき包み。

- (10) 神身 神像。

- (11) 馬包 馬などの背に置くことのできるずた袋のようなもの。中央部に口を開け、両側は詰めて横長の物を詰め込むことのできる布袋。

- (12) 金鑼 どら。

- (13) 被褥 掛け布団と敷き布団。

- (14) 鉄圈 鉄輪、かなわ。

- (15) 火盆 火鉢。火入れ。

- (16) 鉄連 鉄のからざおか。唐棹(殺竿)は農具の一種で、麦や大豆など、穀物の脱穀作業に使用する道具。連枷とも称する。

- (17) 釘靴 底に釘を打った長靴。雨天にはく。

- (18) 秤砣 秤砣か。秤砣ははかりの分銅、おもり。

- (19) 火鉗 火ばさみか。

- (20) 薏仁米 薏苡の実を混ぜた米か。薏苡は米に混ぜて粥飯とし、また粉にして麺とする。はとむぎ。

- (21) 小米 外皮をとった粟。米を大米というのに対して、粟を小米

という。

(22) 秬米 もちごめ。糯米。

(23) 聖公爺 船舶の守護神。倪聖公ともいう。

(24) 腰籃 籃はかご。腰につけるかごか。

(25) 通事 校訂本は「通事」だが、ここは「都」脱か。

## 2-31-18

### 国王尚敬の、乾隆十五年の進貢の表

(乾隆十五《一七五〇》、十一、十八)

琉球国中山王臣尚敬、誠惶誠恐し、稽首頓首して、謹みて表を奉りて、上言す。

伏して以うに、皇仁遠く<sup>(2)</sup>五方の圭壁に<sup>(3)</sup>届りしこと、俱に陳べ、帝徳遐く<sup>(4)</sup>四海の共球に敷し、威な集う<sup>(5)</sup>。九天の闔闔、宏く宮闕を開け、朝儀を肅む<sup>(6)</sup>。万国の衣冠、共に冕旒を<sup>(7)</sup>拜し、正朔を頒つ。普天胥な慶び、率土傾心す。

恭しく惟うに、皇帝陛下、神武聖文、聡明叡知にして、典謨<sup>(8)</sup>を継ぎ訓誥を符して、帝王道法の精を集め、河嶽を<sup>(9)</sup>光かせ<sup>(10)</sup>図書を映ずるは、宇宙文明の盛を極むなり。臣敬、海島に僻処するも世々天恩に沐し、引領して瞻望するも、登朝の願を遂ぐる莫し。共職して雉を<sup>(11)</sup>献じ、敢えて納貢の期を欠く。特に陪臣毛元烈・阮為標等を遣わし、芹曝の<sup>(12)</sup>微誠を恭齎し、以て下国の效順を<sup>(13)</sup>抒ぶ。伏して願わくは、恩を<sup>(14)</sup>匝地に敷き、仁を同天に覆わんこと

を。来享来王の益々広く、柔して能く王に会す。惟れ精、惟れ一なり。彌勒、宵衣に於いて乾惕、則ち侯甸要荒、時雍の化を長享す。東西南朔は永く渾穆の風に沐すなり。臣敬、天を<sup>(15)</sup>瞻み<sup>(16)</sup>聖を仰ぎ、<sup>(17)</sup>激切屏宮の至りに<sup>(18)</sup>任うる無し。謹みて表を奉りて恭進し以聞す。

乾隆十五年十一月十八日 琉球国中山王臣尚敬 謹みて上表す

注\*この表文は前後ふたつの部分から構成されており、前半はさらに清朝の支配に対する讃辞、後半は皇帝に対する讃辞に分かれている。後半はこの表文の本質的な内容で、乾隆十五年の使節の派遣について述べている。

(1) 稽首頓首 稽首は頭を地面につけたままの敬礼、頓首は頭を地面に打ち付ける敬礼。最敬礼。

(2) 皇仁遠く 原文は「皇仁遠届五方之圭壁俱陳／帝徳遐敷四海之共球咸集」。この二句は対句になっており、皇帝の仁慈と徳(皇仁と帝徳)は遠く世界の涯までおよんでおり、各地から諸侯が集い全世界の貴重な宝物がみな集まる、と皇帝の徳を讃えている。

(3) 五方の圭壁 「圭」は笏状の玉のことで、「壁」は帯につける環。五等の諸侯(公・侯・伯・子・男)が天子に対面する時に持つ玉製の礼器で、祭祀などの儀式の際に用いた。転じて諸侯を指す。

(4) 四海の共球 共球は貴重な宝物。共は供に通じ、方物を備えて朝貢する意。四海(全世界)の貴重な宝物。

(5) 九天の 原文は「九天闔闔宏開宮闕肅朝儀／万国衣冠共拜冕